

序

はじめに

序 はじめに

1. みよし市まちづくり基本計画の位置づけ

みよし市まちづくり基本計画（以下「本計画」といいます。）は、みよし市まちづくり土地利用条例第7条第1項の規定に基づき、まちづくりの目標、土地利用の方針、都市施設等の整備の方針、自然環境保全の方針その他のまちづくりの方針を定めることにより、みよし市総合計画に基づくまちづくり像の実現を目的として策定するものです。

また、策定されたまちづくり基本計画は、都市計画法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（みよし市都市計画マスタープラン）として位置づけられることになります。

2. 本計画の性格

本計画は、みよし市の都市計画に関する基本的な方針として、みよし市のまちづくりの目標や、将来の土地利用や都市施設の配置などのまちづくりの方針を明らかにするものです。

また、みよし市まちづくり土地利用条例では、無秩序な開発や貴重な自然環境の喪失などに対応するために、現行法令では対処が難しい開発行為や建築活動について、実効性のあるルールを定めることをひとつの大きな目的としています。本計画には、そのための土地利用の誘導に関する事項を定めることが求められています。このため、土地利用調整基本計画としての性格も有するものとします。

なお、本計画の策定にあたっては、みよし市総合計画を踏まえるとともに、みよし市におけるまちづくりについての既存の諸計画との整合を図るものとします。

《都市計画マスタープランとは》

都市計画法第18条の2において定義される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当するもので、地方への権限移譲や地方が主体のまちづくりが進む中、市町村の創意工夫のもとに住民意向を反映したまちづくりビジョンを定めることを目的としています。

≪土地利用調整基本計画とは≫

国土交通省の「土地利用調整システム総合推進事業」に位置づけられる計画で、土地利用が競合する地域において生ずる様々な問題（無秩序な開発や貴重な自然環境の喪失など）に対応するためのものです。市町村レベルでの土地利用の調整を図る「土地利用調整基本計画」と地区レベルでの詳細な土地利用を検討する「地区土地利用調整計画」があります。

3. 本計画の目標年次

本計画は、平成 30 年（2018 年）を目標年次とします。

また、本計画は、みよし市まちづくり土地利用条例第 9 条にあげられる適正な手続を経て、随時見直しや変更を行うものであり、土地利用に関わる様々な情勢の変化や地域住民のまちづくり意向などを反映しながら、持続的に更新し、成長する計画です。